

「多重債務者相談強化キャンペーン」について

平成 20 年 6 月 10 日
多重債務者対策本部長決定

1. 趣旨

深刻な社会問題である多重債務問題を抜本的に解決するため、多重債務者対策本部は、「多重債務問題改善プログラム」を決定し、多重債務者向けの相談窓口の整備等、直ちに取り組むべき網羅的な施策をとりまとめた（平成 19 年 4 月 20 日）。全国の自治体における相談窓口の整備については、昨年度の「全国一斉多重債務者相談ウィーク」等を経て、着実に取組が進められている。

平成 20 年度においては、相談窓口整備の実施主体である自治体の主体的な取組を促す観点から、以下のとおり「多重債務者相談強化キャンペーン」を実施することとする。

2. 期間

平成 20 年 9 月 1 日（月）から 12 月 31 日（水）までの 4 ヶ月間

3. 主催

多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会

4. 実施概要

多重債務者対策本部、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会連名で都道府県に呼びかけ、キャンペーン中に都道府県と当該都道府県の弁護士会及び司法書士会が共同で多重債務者向けの無料相談会を行う。その他、実施に関し必要な事項については別添のとおりに定める。